

完全保存版

よくわかる! クーリング・オフ



クーリング・オフとは

いったん契約した場合でも一定期間内であれば
消費者が無条件で契約の解除ができる制度です

クーリング・オフすると、契約は初めからなかったことになり、受け取った商品の返還も事業者の負担で行われます。役務（サービス）を受けていた場合でも対価を払う必要がなく、損害賠償や違約金を支払う必要もありません。支払ったお金は返金されます。



小矢 部 市